

月例給・一時金(ボーナス) ともに 5年連続引き上げ

平均給与月額 官民較差 15,056円(3.51%)解消のため初任給の引き上げとともに

再任用職員を含む全世代で3%以上の引き上げ改定

一時金(ボーナス)0.05月引き上げ 現行 4.65月→**4.70月**へ

休暇の取得事由を問わない、年7日間の「無給休暇」の新設へ

人事院は8月7日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与等について、5年連続となる月例給と一時金の引き上げや、中堅層以上の職員について昨年を上回る改定を勧告した。主な内容は以下のとおり。

月例給 官民較差:15,056円(3.51%)

- ✓ **中堅層以上の職員**について **2025年を上回る改定を行う。**
- ✓ 高卒者・大卒者とも9,500円引き上げ
 - 一般職（高卒）209,800円（+4.7%）
 - 一般職（大卒）241,500円（+4.1%）
 - 総合職（大卒）251,500円（+3.9%）
- ✓ 再任用職員の月例給を改善
行政職俸給表（一）の平均改定率 **8.5%**

人事制度見直しの骨格(2027年夏具体的内容を報告)

労働市場で高い競争力を有する人材の確保・定着に向けて、職務内容の困難さ・責任の重さに見合った処遇を検討

- ✓ 本府省幹部職員等のポストを対象とする俸給表を新設し、各ポストの職務・職責に応じて俸給月額を決定
- ✓ 人材獲得競争で見劣りしない給与水準

来年夏にどのような内容が報告されるか？
地方公務員へどう波及するか「注視」が必要

一時金(ボーナス) 4.65月→4.70月

年間支給月数を0.05月分引上げ、**4.70月分に改定**（現行4.65月分）。民間の支給状況等をふまえ、期末手当および勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分。

実施時期は2026年4月1日。

		6月期	12月期
2026	期末手当	1.2625月支給済	1.2875月(+0.025)
	勤勉手当	1.0625月支給済	1.0875月(+0.025)
2027以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	1.075月	1.075月

休暇制度の新設・見直し

取得事由を問わず、無給で年間7日まで取得(時間単位の取得可能)できる「無給休暇」を新設。また、休日や週休日に勤務した場合に取得できる代休日の指定や週休日の振替等について、現行の取得単位（代休日の指定は1日、週休日の振替等は1日又は4時間）に満たない場合でも可能とする。

(2027年4月1日施行)